日調連発第１４９号
令和８年９月９日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則及び事件簿記載要領の一部改正等について（通知）

本年８月５日、６日に開催しました令和８年度第２回理事会において、下記のとおり日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の附録第10号様式（事件簿）及び附録第11号様式（取扱事件年計報告書）並びに関係する事件簿記載要領が一部改正等されましたので通知します。

なお、今回の改正等の内容は、下記１のとおりですが、事件簿及び取扱事件年計報告書の様式を全面的に見直すものであり、下記２の施行期日（令和９年１月１日）を挟んで新旧様式が併存することとなりますので、下記３に記載する新旧様式の切替えの取扱いについて承知いただくとともに、貴会会員に対し周知徹底を図っていただきますようお願いします。

記

１　改正の内容

(1) 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正（別添１）

現行の事件簿は、「その他」の項目を含めて財産管理人や法定相続情報証明に関する業務等の記載欄がなく、取扱事件年計報告書への記載もしにくいこと、また、取扱事件年計報告書の趣旨に照らせば、土地家屋調査士が行う業務を全て網羅している必要があることから、附録第10号様式（事件簿）及び附録第11号様式（取扱事件年計報告書）について所要の改正を行ったものです。

なお、同規則の改正箇所は、下線で表示しております。

また、各様式の改正箇所は、赤字で表示しております。

(2) 事件簿記載要領の改訂（別添２）

上記(1)の改正に伴い、事件簿記載要領の全面的な改訂を行ったものです。

なお、新旧対照表等の資料はありません。

(3) 取扱事件年計報告書総合計表の一部改訂（別添３）

上記(1)の改正に伴い、取扱事件年計報告書総合計表の一部改訂を行ったものです。

なお、当該様式の改訂箇所は、赤字で表示しております。

２　施行期日

令和９年１月１日

３　新旧様式の切替えの取扱い（重要）

施行期日を踏まえ、各様式は、次のとおり取り扱うこととします。

(1) 事件簿

①　従来の様式は、令和 8 年 12 月 31 日まで使用してください。

②　新様式は、令和 9 年 1 月 1 日から使用してください。

③　したがって、従来の様式による事件簿は令和 8 年 12 月 31 日をもって閉鎖し、令和 9 年 1 月 1 日以後に受任する事件からは新様式による事件簿を新たに調製することとなります。

④　閉鎖した従来の様式による事件簿は、土地家屋調査士法施行規則第 28 条第 2 項の規定により、閉鎖後 7 年間保存する必要があります。新様式への切替えを理由に廃棄することのないよう留意してください。

(2) 取扱事件年計報告書及び取扱事件年計報告書総合計表

①　令和 8 年（令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）の取扱事件に係る報告については、従来の様式により報告してください。

②　令和 9 年（令和 9 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）の取扱事件に係る報告については、新様式により報告してください。

③　取扱事件年計報告書は、事件簿の記載に基づいて作成するものであるため、令和 8 年分の報告に新様式を用いると、従来の様式による事件簿の記載項目に対応せず、集計に齟齬が生じるおそれがあります。令和 8 年分の報告については、必ず従来の様式を使用するよう貴会会員に対する指導をお願いします。

（3）一覧

区分	対象となる事件・対象年	使用する様式	備考
事件簿	令和 8 年 12 月 31 日までに受任した事件	従来の様式（現行の附録第 10 号様式）	令和 8 年 12 月 31 日をもって閉鎖し、閉鎖後 7 年間保存（土地家屋調査士法施行規則第 28 条第 2 項）
事件簿	令和 9 年 1 月 1 日以後に受任した事件	新様式（改正後の附録第 10 号様式）	令和 9 年 1 月 1 日から新たに調製して使用
取扱事件年計報告書	令和 8 年（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の取扱事件	従来の様式（現行の附録第 11 号様式）	令和 9 年に提出する報告のため、従来の様式による事件簿に基づき作成
取扱事件年計報告書	令和 9 年（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の取扱事件	新様式（改正後の附録第 11 号様式）	令和 10 年に提出する報告のため、新様式による事件簿に基づき作成
取扱事件年計報告書総合計表	令和 8 年分／令和 9 年分	取扱事件年計報告書と同一の区分による	令和 8 年分は従来の様式、令和 9 年分は改訂後の様式により作成

以上

別添１－１

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則（新旧対照表）

改正後	改正前
目次（略）	（同左）
前文（略）	（同左）
第１条～第 18 条（略）	（同左）
附　　則（略）	（同左）
附　　則（第 17 条・附録第 10 号、附録第 11 号） **（施行期日）** ⑴　この改正規則は、令和９年１月１日から施行する。 ⑵　附録第 10 号様式及び附録第 11 号様式については、この規則の施行日前に実施されるものについては、従前の様式を使用する。	（新設）

別添１－２

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則

目　次

第１章　総則（第１条）
第２章　専務理事及び常務理事の職務（第２条、第３条）
第３章　業務の分掌（第４条～第12条）
第４章　土地家屋調査士総合研究所（第13条）
第５章　補則（第16条～第18条）
附　則

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　日本土地家屋調査士会連合会会則（以下「会則」という。）第75条の規定に基づき、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）の業務分掌及び事業執行に必要な事項及び諸規程並びに様式、規格等については、会則の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第２章　専務理事及び常務理事の職務

（専務理事の職務）

第２条　専務理事は、常務を掌理するとともに、次に掲げる事務を処理する。

⑴　事業計画基本方針原案及び予算原案の編成に関する事項
⑵　各部との連絡調整に関する事項
⑶　事務局の監理に関する事項
⑷　渉外に関する事項
⑸　情報の収集及び分析に関する事項
⑹　ブロック協議会及び土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）に対する連絡調整に関する事項
⑺　事業の進捗状況及び予算の執行状況の掌理に関する事項
⑻　土地家屋調査士（以下「調査士」という。）及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の登録事務並びに連合会特定認証局（以下「認証局」という。）及び連合会が提供する情報に基づき発行される電子証明に係る事務に関する事項
⑼　理事会又は常任理事会若しくは他の規則により専務理事が処理することとされた事項

２　専務理事は、前項各号の事務うち、会長の承認を得て、その一部を常務理事に委任することができる。

３　専務理事に事故あるときは、常務理事がその職務を代理し、専務理事に欠員が生じたときは、理事会の決議を経て、新たに選任することができる。

４　専務理事を置かなかったときは、理事会の決議を経て、その職務を行う役員を選任することができる。

（常務理事の職務）

第３条　常務理事は、専務理事を補佐するとともに、次に掲げる事務を処理する。

⑴　事務局職員の人事管理に関する事項
⑵　文書等の情報の発信及び受信に関する事項
⑶　会議の開催に関する事項
⑷　決算報告書原案の作成に関する事項
⑸　経理事務の管理に関する事項
⑹　公印の管守に関する事項
⑺　資産の管理及び物品の調達・保管に関する事項
⑻　情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
⑼　理事会又は常任理事会若しくは他の規則により常務理事が処理することとされた事項
⑽　会長又は専務理事から特に執行を指示された事項

２　常務理事に事故あるときは、専務理事がその職務を代理し、常務理事に欠員が生じたときは、理事会の決議を経て、新たに選任することができる。

３　常務理事を置かなかったときは、理事会の決議を経て、その職務を行う役員を選任することができる。

第３章　業務の分掌

（業務の分掌）

第４条　連合会は、その業務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

⑴　総務部
⑵　財務部
⑶　業務部
⑷　研修部
⑸　広報部
⑹　社会事業部

（総務部）

第５条　総務部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
⑵　土地家屋調査士制度の改善に関する事項
⑶　調査士及び調査士法人の登録に関する事項
⑷　認証局の運営及び連合会が提供する情報に基づき発行される電子証明に係る事務に関する事項
⑸　調査士会の綱紀委員会に関する事項
⑹　調査士会の紛議の調停に関する事項
⑺　情報の公開及び個人情報の保護に関する事項
⑻　ブロック協議会に関する事項
⑼　諸規程の整備に関する事項
⑽　事務処理の効率化に関する事項
⑾　その他他の部の所掌に属さない事項

（財務部）

第 6 条　財務部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　会費の徴収に関する事項
⑵　予算及び決算に関する事項
⑶　資産の管理に関する事項
⑷　金銭及び物品の出納に関する事項
⑸　調査士会の会員の福利厚生及び共済に関する事項
⑹　業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項
⑺　業務関係図書の発行に関する事項

（業務部）

第 7 条　業務部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　調査士業務に関する指導及び連絡に関する事項
⑵　業務の改善進歩に関する調査、研究及び統計に関する事項
⑶　調査士業務の相談に関する事項
⑷　業務関係諸用紙の様式の策定に関する事項
⑸　業務関係図書の作製に関する事項
⑹　報酬に関する調査及び研究に関する事項
⑺　地図に関する調査及び研究に関する事項
⑻　筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項
⑼　境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項
⑽　調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項

（研修部）

第 8 条　研修部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　研修計画に関する事項
⑵　研修会の実施に関する事項
⑶　講演会、講習会等の開催に関する事項
⑷　会則第 67 条の 2 に規定する研修の実施及び運営に関する事項

（広報部）

第 9 条　広報部においては，次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　広報に関する事項
⑵　会報の編集及び発行に関する事項
⑶　情報の収集に関する事項

（社会事業部）

第 9 条の 2　社会事業部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

⑴　地図の作成及び整備等に関する事項
⑵　会則第 3 条第 14 号に規定する筆界に関する民間紛争解決手続に関する調査及び研究並びにその手続実施機関設置の推進に関する事項
⑶　日本司法支援センター（法テラス）に関する事項
⑷　公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項
⑸　その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

（部の組織等）

第 10 条　連合会の部の業務は、理事が分掌する。

２　部には、部長１人を置く。

３　部には、部長を補佐する次長を置くことができる。

４　部長は、部の業務を掌理する。部長に事故あるときは、あらかじめ定めた者がその職務を代理する。

５　部長は、常任理事をもって充てる。

（部の担当員）

第 11 条　部は、その業務を補助させるため必要な規定を定め、理事会の承認を得て担当員を置くことができる。

２　前項の担当員を置くときは、補助する部の業務に相応しい名称を付すものとする。

３　担当員は、理事会の承認を得て、役員以外の調査士会員のうちから会長が委嘱する。

（専門部会等）

第 12 条　会長は、部の分掌の範囲を越えて業務の執行を行う必要があるときは、理事会の議を経て専門部会等を設置することができる。

２　前項の担当者は、理事会の承認を得て、役員、調査士会の会員及び会員以外の有識者のうちから会長が委嘱する。

第４章　土地家屋調査士総合研究所

（土地家屋調査士総合研究所）

第 13 条　連合会は、土地家屋調査士総合研究所を置く。

２　土地家屋調査士総合研究所の組織及び運営について必要な事項は、別に理事会で定める。

３　土地家屋調査士総合研究所の略称は総研とする。

第 14 条　削除

第 15 条　削除

第５章　補　　則

（規則・規程等）

第 16 条　連合会は、次に掲げる規則、規程等によって事務を行う。

⑴　会議に関する規則

⑵　登録に関する規程

⑶　執務に関する規程

⑷　文書に関する規程

⑸　給与に関する規程

⑹　会計に関する規則

⑺　顕彰・弔慰に関する規程

⑻　委員会等に関する規則
⑼　共済会に関する規則
⑽　その他連合会の事業執行に必要な規則、規程等

（様式、規格及び仕様）

第 17 条　様式、規格及び仕様等については、理事会の承認を経て会長が定める。

2　入会届、印鑑紙、印鑑届、改印届、調査士会員名簿、調査士法人会員名簿、会員証及び会員徽章の様式は、それぞれ附録第 1 号から附録第 7 号までに定めるところによる。

3　職印及び職印証明書は、附録第 8 号に定めるところによる。

4　事件簿、年計報告書及び戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書は、附録第 10 号から附録第 12 号までに定めるところによる。

5　表札及び補助者証は、附録第 13 号及び附録第 14 号に定めるところによる。

6　土地の表示に関する登記申請書、同継続用紙、建物の表示に関する登記申請書、同継続用紙、建物の分割合併の登記申請書、同継続用紙、区分建物登記申請書、同継続用紙の様式は、様式第 1 号から様式第 8 号までに定めるところによる。

7　不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書の様式は、様式第 9 号及び様式第 10 号に定めるところによる。

（調査士会の番号）

第 17 条の 2　調査士会を特定するときに用いる番号は、別表に定めるところによる。

（細則への委任）

第 17 条の 3　領収証に関する必要な事項は、別に理事会で定める。

（規則の改廃）

第 18 条　この規則の改廃は、理事会の決議による。

附　　則

この規則は、昭和 46 年 9 月 14 日から施行する。

附　　則（施行規則の変更）

この規則は、昭和 47 年 8 月 19 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 48 年 2 月 22 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 51 年 4 月 25 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 52 年 2 月 11 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 52 年 8 月 19 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。

附　　則

⑴　この変更規則は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

⑵　附録第 1 号及び第 2 号様式については、この規則の施行後昭和 55 年 12 月 31 日までは、従前の様式を使用することができる。

附　　則

この変更規則は、昭和 55 年 9 月 24 日から施行する。

附　　則

この変更規則は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附　　則

⑴　この変更規則は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

⑵　附録第 4 号様式については、この規則の施行日以前に発行済のものは、有効期限内に限り従前の様式のものを使用することができる。

附　　則

この変更規則は、昭和 63 年 6 月 7 日から施行する。

附　　則（第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 15 条）

この規則は、平成 3 年 12 月 1 日から施行する。

附　　則（第 12 条、第 13 条）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 5 条、第 7 条）

この規則は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附　　則（第 9 条）

この規則は、平成 7 年 7 月 6 日から施行する。

附　　則（第 15 条第 2 項、同条第 3 項、同条第 5 項）

1　この改正規則は、平成 9 年 4 月 25 日から施行する。ただし、附録第 6 号及び同第 8 号様式の改正については、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

２　附録第 4 号及び同第 12 号様式については、当分の間、従前のものを使用することができる。

附　　則（第 15 条第 2 項、同条第 3 項）

この改正規則は、平成 9 年 12 月 19 日から施行する。

附　　則（第 3 条、第 4 条、第 8 条）

この改正規則は、平成 11 年 6 月 26 日（定時総会終了の日）から施行する。

附　　則（第 9 条）

この改正規則は、平成 11 年 12 月 16 日から施行する。

附　　則（第 3 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則

（施行期日）

この改正規則は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附　　則（附録第 9 号）

この改正規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（附録第 8 号）

この改正規則は、平成 17 年 6 月 23 日から施行する。

附　　則（第 1 条～第 3 条、第 5 条～第 17 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附　　則（第 2 条～第 18 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条の 2、第 14 条、第 17 条、第 17 条の 2）

（施行期日）

この改正規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 1 号、附録第 4 号、附録第 5 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 11 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 18 年 10 月 20 日から施行する。

附　　則（第 17 条・様式第 9 号、様式第 10 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 14 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 6 号、附録第 12 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附　　則（目次、第 1 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附　　則（第 7 条、第 9 条の 2、第 13 条）

（施行期日）

この改正規則は、平成 23 年 9 月 9 日から施行する。

附　　則（附録第 12 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 9 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 9 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 2 条第 8 号、第 5 条第 4 号）

（施行期日）

この改正規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附　　則（附録第 13 号）

（施行期日）

この規則は、平成 29 年 12 月 8 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 2 号、附録第 3 号、附録第 4 号、附録第 8 号）

（施行期日）

この改正規則は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第 29 号）の施行の日（令和 2 年 8 月 1 日）から施行する。

附　　則（第 2 条、第 3 条）

（施行期日）

この改正規則は、令和 4 年 10 月 26 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 9 号）

（施行期日）

この改正規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 11 号）

（施行期日）

この改正規則は、令和 5 年 12 月 14 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 9 号、第 17 条の 3）

（施行期日）

この改正規則は、令和 7 年 3 月 6 日から施行する。

附　　則（第 13 条）

（施行期日）

この改正規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 6-2 号、附録第 6-4 号）

（施行期日）

この改正規則は、令和 8 年 8 月 6 日から施行する。

附　　則（第 17 条・附録第 10 号、附録第 11 号）

（施行期日）

⑴　この改正規則は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

⑵　附録第 10 号様式及び附録第 11 号様式については、この規則の施行日前に実施されるものについては、従前の様式を使用する。

附録第10号

事　　件　　簿（改正後）

受託番号			第　　号		第　　号		第　　号		第　　号	
日付	受託日		月　日		月　日		月　日		月　日	
	申請日		月　日		月　日		月　日		月　日	
	完了日		月　日		月　日		月　日		月　日	
	引渡日		月　日		月　日		月　日		月　日	
所在										
依頼者の住所、氏名										
報酬額（税込）			件数	報酬額	件数	報酬額	件数	報酬額	件数	報酬額
A土地	申請手続	1 表題（調査測量含）								
		2 表題（調査測量済）								
		3 分筆（調査測量含）								
		4 分筆（調査測量済）								
		5 地積変更、更正（調査測量含）								
		6 地積変更、更正（調査測量済）								
		7 合筆								
		8 地目変更、更正								
		9 申出								
		10 その他								
		11 登記相談								
	調査・測量	12 調査・測量（登記を伴わない）								
		13 境界管理								
		14 鑑定								
		15 その他								
	公共	16 嘱託手続								
		17 調査・測量（登記を伴わない）								
		18 地図作成、地籍調査								
		19 その他								
B建物	申請手続	20 表題								
		21 表題部変更、更正（図面添付）								
		22 表題部変更、更正（図面なし）								
		23 滅失								
		24 区分建物表題（件数）								
		（個数）								
		25 区分建物変更、更正								
		26 区分建物滅失								
		27 申出								
		28 その他								
		29 登記相談								
	調査・測量	30 調査・測量（登記を伴わない）								
		31 その他								
	公共	32 嘱託手続								
		33 調査・測量（登記を伴わない）								
		34 その他								
C筆界特定		35 代理手続								
		36 資料作成（調査測量含）								
		37 相談								
		38 その他								
D民間紛争解決手続		39 代理手続								
		40 相談								
		41 その他								
Eその他		42 法定相続証明								
		43 相談								
		44 その他								
備考										

別添１－４

附録第10号

事　　件　　簿（改正前）

受託番号			第　　号	第　　号	第　　号	第　　号
日付	受託日		月　日	月　日	月　日	月　日
	申請日		月　日	月　日	月　日	月　日
	受領日		月　日	月　日	月　日	月　日
	引渡日		月　日	月　日	月　日	月　日
所在						
依頼者の住所氏名						
土地	申請手続	1-1. 表題（調査測量含）				
		1-2. 表題（調査測量済）				
		2-1. 分筆（調査測量含）				
		2-2. 分筆（調査測量済）				
		3-1. 地積変更・更正(調査測量含)				
		3-2. 地積変更・更正(調査測量済)				
		4. 合筆				
		5. 地目変更				
		6. その他				
	7. 鑑定					
	8. 境界管理					
	9. 調査・測量					
	10. その他					
	公共	11. 嘱託手続				
		12. その他				
建物	申請手続	21. 表題				
		22. 区分建物	（　個）	（　個）	（　個）	（　個）
		23. 表示変更更正（図面添付）				
		24. 表示変更更正（図面なし）				
		25. 滅失				
		26. その他				
	27. 調査・測量					
	28. その他					
	公共	29. 嘱託手続				
		30. その他				
筆界特定	41. 代理手続					
	42. 資料作成					
	43. 調査・測量					
	44. その他					
ADR	51. 民間紛争解決手続					
	52. その他					
	61. 相談					
備考						

附録第１１号

令和〇年分　取扱事件年計報告書（改正後）

事務所所在地　　（　　支部）
登　　録　　第　　号

〇〇〇土地家屋調査士会長　殿

土地家屋調査士

		A土地 区分	件数	金額		B建物 区分	件数	金額	C筆界特定 区分	件数	金額	D民間紛争解決手続 区分	件数	金額	Eその他 区分	件数	金額	総計 件数	金額
申請手続	1	表題（調査測量含）			20	表題			35 代理手続			39 代理手続			42 法定相続証明				
	2	表題（調査測量済）			21	表題部変更、更正（図面添付）									43 相談				
	3	分筆（調査測量含）			22	表題部変更、更正（図面なし）									44 その他				
	4	分筆（調査測量済）			23	滅失													
	5	地積変更、更正（調査測量含）			24	区分建物表題													
	6	地積変更、更正（調査測量済）				（個数）													
	7	合筆			25	区分建物変更、更正													
	8	地目変更、更正			26	区分建物滅失													
	9	申出			27	申出													
	10	その他			28	その他													
	11	登記相談			29	登記相談													
		計				計			計			計							
調査・測量	12	調査・測量（登記を伴わない）			30	調査・測量（登記を伴わない）			36 資料作成（調査測量含）			40 相談							
	13	境界管理			31	その他			37 相談			41 その他							
	14	鑑定							38 その他										
	15	その他																	
		計				計			計			計	0						
公共	16	嘱託手続			32	嘱託手続													
	17	調査・測量（登記を伴わない）			33	調査・測量（登記を伴わない）													
	18	地図作成、地籍調査			34	その他													
	19	その他																	
		計				計													
		合計				合計			合計			合計			合計				

附録第１１号

令和〇年分　　取扱事件年計報告書（改正前）

事務所所在地　　（　　支部）
登　　録　　第　　号

〇〇〇土地家屋調査士会長　殿

土地家屋調査士

土地				建物				筆界特定			ADR			相談			総計	
区分		件数	金額	区分		件数	金額	区分	件数	金額	区分	件数	金額	区分	件数	金額	件数	金額
申請手続	1-1.表題(調査測量含)			申請手続	21.表題			41.代理手続			51.民間紛争解決手続							
	1-2.表題(調査測量済)				22.区分建物	(個)					52.その他							
	2-1.分筆(調査測量含)																	
	2-2.分筆(調査測量済)				23.表示変更更正(図面添付)													
	3-1.地積変更.更正(調査測量含)				24.表示変更更正(図面なし)													
	3-2.地積変更.更正(調査測量済)				25.滅失													
	4.合筆																	
	5.地目変更				26.その他													
	6.その他																	
	計	0	0		計	0	0	計	0	0	計	0	0				0	0
7.鑑定				27.調査・測量				42.資料作成						61.相談				
8.境界管理								43.調査・測量										
9.調査・測量				28.その他														
10.その他								44.その他										
計		0	0	計		0	0	計	0	0				計	0	0	0	0
公共	11.嘱託手続			公共	29.嘱託手続													
	12.その他				30.その他													
	計	0	0		計	0	0										0	0
合計		0	0	合計		0	0	合計	0	0	合計	0	0	合計	0	0	0	0

別紙２

事件簿記載要領

第１　記載事項

事件簿に記載又は記録すべき事項は以下の項目とする。

①　受託番号
②　受託日等の日付
③　物件の所在
④　申請人又は依頼人の住所及び氏名
⑤　手続報酬額（税込）
⑥　手続件数

第２　項目別記載要領

(1)「受託番号」

受託一事件ごとに起番する（複数の申請又は申出がある場合は、受託事件の内容を分類し同一受託番号をもって処理する。）。統計上の取扱事件の数は区分した事件ごとに各１件として取扱う。ただし、受託番号に枝番を付し追加で生じた事件を管理できるものする。

(2)「Ａ土地」

申請手続、調査・測量・公共に分類しており、該当箇所へ件数及び報酬額を記載する。

①　申請手続

・　表題登記、分筆登記、地積更正登記の各申請手続きにおいて調査測量を含む場合は 1･3･5 に該当し、前年までに調査測量を行っていて、当該年は登記申請のみを行う場合は、2･4･6 に該当する。
・　9 申出には、地図訂正、地積測量図訂正等の申出手続きが該当する。
・　10 その他には、上記以外が該当する。
・　11 登記相談には、登記に関する相談が該当する。

②　調査・測量

・　12 調査・測量（登記を伴わない）は、一筆地測量を行った場合において、登記を伴わないものを記載する。または、翌年以降に登記申請を予定する場合や地役権図面の作成のみを目的としたものが該当する。
・　13 境界管理は、依頼人一人につき一件とし、二年以上継続して管理する場合には年ごとに記載する。境界標の保全及び管理のほか境界立会いの代理または補助

業務が該当する。

・　14 鑑定は、公的、私的に関わらず鑑定に関するものを記載する。

・　15 その他は、亡失に伴う境界標の復元、資料のみを対象とした調査業務のほか上記に該当しないものを記載する。

③　公共

官公庁等の事件（公共嘱託登記土地家屋調査士協会から受託した事件を含む）は、すべてこの欄を使用するものとする。

・　16 嘱託手続は、官公署等の嘱託手続について嘱託件数ごとに記載する。

・　17 調査測量（登記を伴わない）は、嘱託を伴わないものを記載する。

・　18 地図作成、地籍調査は、事業区域ごとに一件とし、二年以上継続して作業に従事する場合には年ごとに記載する。

(3)　「Ｂ建物」

①　申請手続

・　21 図面添付を要する申請手続きが該当する。

・　22 図面添付を要しない申請手続きが該当する。

・　24 区分建物表題は、申請件数のほか個数を併記する。

・　28 その他には、上記以外が該当する。

・　29 登記相談には、登記に関する相談が該当する。

②　調査・測量

・　30 調査・測量（登記を伴わない）は、建物の調査測量を行うが、登記を伴わないものとし、工場財団に関する図面作成が該当する。

・　31 その他は、資料調査のみの場合等が該当する。

③　公共

(2)「Ａ土地」③公共の 16、17 と同様

(4)　「Ｃ筆界特定」

・　35 代理手続は、申請人及び相手方の手続代理を行う場合に該当する。

・　36 資料作成（調査測量含）は、代理手続以外で筆界特定手続きに提出する書類又は電磁的記録の作成のみの場合（測量含む）に該当する。

・　37 相談は、相談のみを行う場合に該当する。

・　38 その他は、上記以外に業務について携わる場合に該当する。

(5)　「Ｄ民間紛争解決手続」

・　39 代理手続は、弁護士と共同受任の上、手続きに携わる場合に該当する。

・　40 相談は、相談のみを行う場合に該当する。

・　41 その他は、上記以外に業務について携わる場合に該当する。

(6)　「Ｅその他」

・　42 法定相続証明は、不動産登記規則第 247 条以下の手続きを行った件数及び金額を記載する。

・　43 相談は、手続きの種類にかかわらず、相談のみがあった場合に該当する。

・　44 その他は、乙号事件（謄本請求や各種証明書の交付手続き）もしくは、上記のいずれにも該当しない場合に該当する。

(7) 複合する手続

・　複合する申請又は申出の場合には、主たる内容の欄に記載する。

例：一部地目変更・分筆や地積更正、分筆の場合は「分筆」に記載する。

第３　雑則

(1) 年計報告書の提出

土地家屋調査士は、事件簿に基づいた年計報告書を作成し、定められた期限内に所属する土地家屋調査士会へ提出しなければならない。

(2) 保存期間

事件簿は閉鎖後 7 年間保存しなければならない。

（施行期日）この要領は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

令和　　年分取扱事件年計報告書総合計表（改訂後）

日本土地家屋調査士会連合会　御中

＿＿＿＿＿＿土地家屋調査士会

会員数　　名
提出者数　　名（内、取扱い事件なし　　名）
未提出者数　　名
金額記載のある報告者数　　名

		A土地				B建物				C筆界特定				D民間紛争解決手続				Eその他				総計	
		区分		件数	金額		区分	件数	金額		区分	件数	金額		区分	件数	金額		区分	件数	金額	件数	金額
申請手続	1	表題（調査測量含）				20	表題			35	代理手続			39	代理手続			42	法定相続証明				
	2	表題（調査測量済）				21	表題部変更、更正（図面添付）											43	相談				
	3	分筆（調査測量含）				22	表題部変更、更正（図面なし）											44	その他				
	4	分筆（調査測量済）				23	滅失																
	5	地積変更、更正（調査測量含）				24	区分建物表題																
	6	地積変更、更正（調査測量済）					（個数）																
	7	合筆				25	区分建物変更、更正																
	8	地目変更、更正				26	区分建物滅失																
	9	申出				27	申出																
	10	その他				28	その他																
	11	登記相談				29	登記相談																
		計					計				計				計				計				
調査・測量	12	調査・測量（登記を伴わない）				30	調査・測量（登記を伴わない）			36	資料作成（調査測量含）			40	相談								
	13	境界管理				31	その他			37	相談			41	その他								
	14	鑑定								38	その他												
	15	その他																					
		計					計				計				計	0							
公共	16	嘱託手続				32	嘱託手続																
	17	調査・測量（登記を伴わない）				33	調査・測量（登記を伴わない）																
	18	地図作成、地籍調査				34	その他																
	19	その他																					
		計					計																
合計						合計				合計				合計				合計					

【留意事項】
・ 各区分の件数欄の上段については、会員から報告のあったすべての事件数を記入してください。
・ 各区分の件数欄の下段については、会員から金額の報告があった事件数のみを記入してください。
・ 各区分の金額欄総てに記載がない場合には、金額記載のなかった報告者として取り扱い、計算に含めないでください。

令和　年分取扱事件年計報告書総合計表（改訂前）

日本土地家屋調査士会連合会　御中

＿＿＿＿＿＿土地家屋調査士会

会員数　　名
提出者数　　名（内、取扱い事件なし　　名）
未提出者数　　名
金額記載のある報告者数　　名

土地			建物			筆界特定			ＡＤＲ			相談			総計		
区分	件数（下段は金額記載のある件数を記入）	金額	区分	件数（下段は金額記載のある件数を記入）	金額	区分	件数（下段は金額記載のある件数を記入）	金額	区分	件数（下段は金額記載のある件数を記入）	金額	区分	件数（下段は金額記載のある件数を記入）	金額	件数（下段は金額記載のある件数を記入）	金額
申請手続 1-1. 表題（調査測量含）			申請手続 21. 表題			41. 代理手続			51. 民間紛争解決手続							
1-2. 表題（調査測量済）			22. 区分建物	（　　個）					52. その他							
2-1. 分筆（調査測量含）				（　　個）												
2-2. 分筆（調査測量済）			23. 表示変更更正（図面添付）													
3-1. 地積変更・更正（調査測量含）			24. 表示変更更正（図面なし）													
3-2. 地積変更・更正（調査測量済）			25. 滅失													
4. 合筆																
5. 地目変更			26. その他													
6. その他																
計			計			計			計							
7. 鑑定			27. 調査・測量			42. 資料作成						61. 相談				
8. 境界管理						43. 調査・測量										
9. 調査・測量			28. その他													
10. その他						44. その他										
計			計			計						計				
公共 11. 嘱託手続			公共 29. 嘱託手続													
12. その他			30. その他													
計			計													
合計			合計			合計			合計			合計				

【留意事項】

- 各区分の件数欄の上段については、会員から報告のあったすべての事件数を記入してください。
- 各区分の件数欄の下段については、会員から金額の報告があった事件数のみを記入してください。
- 各区分の金額欄総てに記載がない場合には、金額記載のなかった報告者として取り扱い、計算に含めないでください。